

令和元年第8回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月11日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	12月13日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	12月13日 14時00分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 蔵 下 慎 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	宮里 徳成 君	総務課長	宮城 弘和 君
	政策調整室長	内間 常喜 君	建設課長	金城 和廣 君
	教育行政課長	新城 米広 君	建設課参事	知念 利次 君
	農林水産課参事	玉城 正朝 君	会計管理者	山城 直也 君
	農林水産課長	西江 忍 君	公営企業課長	東江 民雄 君
	福祉課長	亀里 裕治 君	商工観光課長	万寿 祥久 君
	住民課長	島袋 英樹 君	医療保健課長	宮里 政喜 君
農業委員会事務局長	大城 篤 君	総務課長補佐	平敷 兼清 君	
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第8回伊江村議会定例会議事日程（第3号）

令和元年12月13日（金）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	議案第66号	伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第2	議案第67号	伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第3	議案第71号	伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
第4	議案第72号	伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第5	議案第73号	伊江村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第63号	令和元年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）
第7	議案第64号	令和元年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第8	議案第65号	令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第9	意見書第3号	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書
第10	発議第1号	飲酒運転及び飲酒に伴う事件・事故の根絶に関する宣言決議
第11		閉会中の議員派遣について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和元年第8回伊江村議会定例会、3日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

日程に入ります前に、昨日の質問に対して答弁の漏れの申し出がありますので、これを許します。

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

きのう10款教育費で島袋義範議員の質疑に対して、回答を保留していた件があります。東江さんに契約しております学校給食パンについては、学校教育会と昭和41年より54年間、契約が行われて子どもたちの給食パンを製造してもらっております。大変長い間、御苦勞に対して敬意を表する次第であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議案第66号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第66号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

沖縄振興特別措置法における課税免除の対象範囲を揃える規定の整備及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による課税免除の規定の追加に伴い、本条例を改正したく提案するものでございます。

なおここで、地域牽引事業とかの言葉が出てきますが、後ほど、お手元に資料をカラーの資料が1、2ございますから、それに基づいて説明を住民課長からいたしますので、お願いをしたいと思います。なお今回の改正内容の主な点ですが、沖縄振興特別措置法に規定された制度を活用した設備投資に係る固定資産税の課税免除に関する条例の整備とあわせまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による新規課税免除措置が創設されたことに伴いまして、本条例に条文の追加を行っていくというのが、今回の改正の主な点でございます。

なお、住民課長から資料に基づきながら改正内容について、新旧対照表をもとに説明をさせますので、御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

新旧対照表と、お配りしておりますA3サイズ資料1、それとA4サイズ資料2、2枚の資料を用いて御説明いたします。新旧対照表1ページ、お願いいたします。第2条では、本条例で用いる用語を定めております。次ページ以降の第3条から第7条までに関する用語を、条の順に沿って整備しております。資料1をごらんください。沖縄振興特別措置法において規定されております事業者を対象とした制度の概要となっております。識別に示された6つの制度が設けられておりますが、対象地域が指定されておまして、そのうち伊江村が該当しているのは、一番左でございます。赤色で示されている観光地形成促進地域、次にその隣にあります青色ですね。産業高度化事業革新促進地域、そして一番右になります紺色でございますが、離島の旅館業に係る特例措置の3つとなっております。

新旧対照表2ページをお願いいたします。第3条は観光地形成促進地域における課税免除として、新たに

設けております。内容については令和3年3月31日までの間に、特定民間観光施設を新設及び増設した場合の固定資産税、土地、家屋、償却資産の免除となっております。取得価格は1,000万円以上、ただし、土地につきましては取得の日から起算して1年以内に建物の着手があった場合に限る。特定民間観光施設とは、資料1の対象施設の欄を確認いただきたいと思います。なお、対象者は青色申告をする法人、または個人で、免除期間は課税されるべき初年度から5カ年間となっております。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。第5条は、離島の地域における課税免除についてとなっております。改正前の第3条から第5条への変更並びに文言の整備を今回、行っております。資料1の一番右側に、制度内容が記されております。新旧対照表の2ページから3ページにかけての第4条は、産業高度化事業革新促進地域における課税免除についてとなっております。こちらと同じく既に条文は設けておまして、今回の改正では文言の整備を行っております。資料1の左から2番目に、制度内容が記されております。なお、伊江村では既に実績がございます。村内に設置されております風力発電の設置事業者が適用となっております。

新旧対象表3ページの第6条については、過疎地域における課税免除となっております。過疎地域内において製造の事業、農林水産物等の販売業に今回の改正で旅館業も加えております。設備の新設もしくは増設した青色申告者に対して課税免除の適用となる内容となっております。

新旧対象表4ページをお願いいたします。第7条の促進地域における課税免除については、今回の改正で新規となっております。お配りいたしました資料2をごらんください。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の制度における支援策の一つといたしまして、沖縄振興特別措置法と同様に地方税の減免に伴う措置が創設されたことによって、対象地域や対象資産の課税免除の概要となっております。促進区域と指定されているのは、沖縄県全市町村となっております。地域経済牽引事業の承認要件といたしまして、指定されているのは、要件1から要件3までと定められております。なお11月現在におきましては、県内における事業計画の承認、事案といたしまして、11事案が今定められております。なお、全て法人となっております。

新旧対象表の4ページから5ページにかけての第8条から第11条については、新規条文の追加による条のずれと及び文言の整備を行っております。なお、附則といたしまして施行期日については、公布の日から経過措置として、改正前の条例第3条から第5条までの規定による固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していたものに係る、固定資産税の課税免除については、なお従前によると定めたいと思います。以上で、改正内容についての御説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

固定資産税は村の大切な税収の一つだと思うんですが、この免除された免除額は交付税措置されるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

議員お説のとおり、地方交付税において措置されております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第66号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号 伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第67号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第67号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

提案理由に書いてございますとおり、国民健康保険税の納付回数を増やしまして、1期あたりの納付金額の軽減を図ることで、納税しやすい環境づくりを図っていきたいということから、本条例を改正したく提案するものでございます。

なお、新旧対象表をもちまして、住民課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

それでは新旧対照表1ページをごらんください。今回第12条の納期を年5回から8回に増やし、あわせて期別ごとに号を加え、納期限日を同月末日までと改正しております。第1期を7月1日から同月末日までとし、2期以降につきましては、翌年2月まで毎月納期とします。なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日の施行日と定め、適用区分といたしまして、この条例による改正後の伊江村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度の年度分の国民健康保険税から適用し、平成31年度分までの納期については、なお従前の例によると定めたいと思います。以上で、改正内容につきましての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第67号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第71号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第71号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての、提案理由を御説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることに伴いまして、伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定める必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、詳細につきまして総務課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、御説明をさせていただきます。条例制定の説明の前に、経緯及び理由について、御説明させていただきたいと思っております。地方団体における公務の能率的かつ適正な運用を推進するため、特別職任用及び臨時的任用職員の適正を確保し、一般職、非常勤職員の任用根拠の明確化を図るため、会計年度任用職員を新たに創設されております。当該職員の任用及び給与の給付等に係る規定が、地方公務員法並びに地方自治法の改正により整備され、令和2年4月1日より施行されることになってございます。本改正を踏まえまして、伊江村においても会計年度任用職員の給与の規定を定める必要があるため、伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

それでは条例の御説明をさせていただきます。第1条は、趣旨として、会計年度任用職員に関する根拠法令を示し、本条では会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要事項を定めるものと規定してございます。

第2条は会計年度任用職員の給与の定義を定めた条文でございます。フルタイム会計年度任用職員に支給される給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員に支給される給与は、報酬及び期末手当とするものでございます。なお、パートタイム会計年度任用職員につきましては、報酬、期末手当のほかに、通勤手当、出張旅費に相当するものとして、それらを費用弁償で支給する旨を第24条及び25条で規定してございます。第2項につきましては、給与は原則、現金支給であることを本人から申し出により口座振込により支給することができる旨を指定してございます。3項については、公務について生じた費用弁償は、給与に含まない旨を規定しております。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員の給与を定めた条文でございます。給料は別表の職員の区分に応じて上限月額を超えない範囲において、村長が規定で定める基準に従い、任命権者が決定する旨を規定しております。第2項では給与の額を定める場合は、その職務の複雑性、困難性、責任の程度に応じ、かつ常勤職員の給与との均衡を考慮し決定する旨を規定しております。なお、当該職員に係る上限月額、また規定で

詳細に定めていくそれぞれの職種ごとの基本額及び経験年数加算後の給与額については、非常勤職員の給料表を基礎として設定するものでございます。

第4条は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給に関する条文でございます。伊江村職員給与に関する条例第7条及び第8条の規定を準用する内容でございます。フルタイム職員の給与支給日については、常勤職員と同様、その月の21日とするものでございます。

第5条はフルタイム会計年度任用職員の通勤手当に関する条文です。給与条例第12条3項の規定に準ずる内容です。

第6条は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に関する条文です。伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例に定めるところにより、フルタイム会計年度任用職員に対し、特殊勤務手当を支給する旨を規定してございます。

第7条は、フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務期間中に勤務しないときは、勤務1時間あたりの給与額を減額する旨を規定しております。

第8条は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に関する条文です。給与条例第14条の規定を準用する内容となっております。

第9条は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に関する条文でございます。給与条例第15条の規定を準用する内容でございます。

第10条は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当に関する条文です。給与条例第15条の規定を準用する内容でございます。

第11条は、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額第8条から第10条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を査定する場合には、1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満を切り捨て、50銭以上1円未満を1円に切り上げる旨を規定しております。

第12条は、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出する場合は、給与条例第17条の規定に準ずる内容です。

第13条は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当に関する条文です。給与条例第18条の規定を準用する内容となっております。

第14条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する条文です。任期が6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員は、給与条例第20条から第20条の3の規定を準用し、常勤職員と同様6月、12月に期末手当を支給する旨を規定してございます。第2項については、任期の定めが6カ月未満のものであっても、1会計年度における任期が合計6カ月以上に至った場合は、期末手当を支給する旨の規定です。第3項については、6月に期末手当を支給する場合は、当該職員の任期の6カ月未満であっても、前会計年度の末日から引き続き任用されており、前会計年度の任期と当該会計年度の任期の合計が6カ月以上に至った場合は、期末手当を支給する旨を規定してございます。

第15条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する条文でございます。報酬は日額または時間額で定める規定となっております。第2項で、日額報酬の算出方法。第3項で時間額報酬の算出方法を規定しております。第4項については、日額または時間額の報酬の算出する場合には、基準月額を、当該パートタイム会計年度任用職員のフルタイム会計年度任用職員として、任用された場合に適用される給料月額と同一額にすることで、フルタイム会計年度任用職員と報酬水準の均衡を図るものでございます。第5項については、例外的な報酬の取り扱いについて規定してございます。

第16条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬に関する条文でございます。正規の勤務時間以外の時間に勤務を命じられた場合における時間外勤務の報酬額の算出法について規定してございま

す。第2項については、休日の振替により1週間の正規勤務時間を超えて勤務を命じられた場合における時間外勤務の報酬の算出方法を規定してございます。第3項については、時間勤務の合計1カ月について60時間を超えた場合には、時間外勤務の報酬額の算出方法を規定しております。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬に関する条文でございます。祝日法による休日及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務をすることを命じられた場合における休日勤務の報酬額の算出方法について、規定してございます。第2項につきましては、休日に勤務した場合を、他の日に勤務しないこととされた場合は、休日勤務に係る報酬を支給しない旨の規定でございます。

第18条はパートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬に関する条文です。午後10時から翌日の午前5時までの間に、勤務を命じられた場合における夜間勤務の報酬額の算出方法について、規定してございます。

第19条は、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬、第16条から第18条の規定する時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬額を算定する場合において、1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満は切り捨て、50銭以上、1円未満は1円に引き上げる旨の規定でございます。

第20条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関する条文でございます。任期が6カ月以上のパートタイム会計年度任用職員については、給与条例第20条から第20条の3の規定を準用し、常勤職員と同様6月と12月に期末手当を支給する旨の規定です。第2項については、任期の定めが6カ月未満のものであっても、1会計年度における任用の任期の合計が6カ月以上に至った場合は、期末手当の支給対象とする旨を規定してございます。第3項については、6月に期末手当を支給する場合、当該職員の任期が6カ月未満であっても、前会計年度の末日から引き続き任用されており、前会計年度任用と当該会計年度の任用の合計が6カ月以上に至った場合は、期末手当を支給対象とする旨を指定してございます。

第21条では、パートタイム会計年度任用職員に対する報酬の支給について、定めております。報酬は月の1日から末日までを計算期間とし、その者の勤務日数、勤務時間に応じた報酬額を規定で定める期日に支給する旨を規定してございます。なお、パートタイム職員の報酬支給日については、現在、臨時職員と同様に月締めの翌15日払いとする予定でございます。

第22条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について、規定してございます。

第23条は、日額より報酬を日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、勤務1時間当たりの報酬額を減額する旨の規定です。

第24条は、パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条の3第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当する場合における通勤に係る費用弁償の支給について規定してございます。第2項においては、通勤に係る費用弁償の支払日及び返納について、常勤職員の例による旨を規定し、費用弁償額については、1カ月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める旨を規定しております。

第25条は、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償の支給について、規定してございます。第2項において、旅行に係る費用弁償は、通常職員の規定の例による旨を規定してございます。

第26条は、会計年度任用職員の給与から控除については、給与条例第2条の2の規定に準用する内容でございます。

第27条は、この条例にかかわらず、村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定める旨の規定でございます。15条第5項の例外的な報酬の取り扱い規定にも関連しますが、特殊な技術、経験を有するものを採用しようとした場合で、本条例の規定による給料または報酬の決定では、著しく常勤職員または他の会計年度任用職員との均衡がとれないと認められる場合には、その職務の特殊性を

考慮した適正な給与額を規定等で定める旨が明記されております。第28条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定してございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和2年4月1日とするものでございます。

これで条例制定の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

17条の2項について、お伺いします。これは代休を与えれば、法定休日であっても割増は支給しないということなのか。再度、お伺いします。というのは、正月とか定められた法定休日の場合、職員を勤務しなさいといった場合でも別に代休を与えれば割増賃金は支払わなくてもいいというように理解したんですけど、そのとおりでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

今の御質疑のとおり、休日に勤務した時間分を他の日に勤務しないこととした場合には、報酬を支給しないでいいというような規定でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

この条例は、令和2年4月1日から執行するということになっていますが、この会計年度任用職員の任期は原則として、交互にやるものとするということで説明も受けていますが、今働いている臨時職員の方も含めて、公募というのはいつごろ実施されるか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

議員お説のとおり、会計年度任用職員については、公募をいたしまして応募いただいた方を面接等の審査を行いまして任用するという形になります。公募期間につきましては、今調整中でございますけれども、なるべく早い時期に公募していきたいと考えております。

今、会計年度、職員の公募については、早い時期に進めていきたいと思っておりますが、1月、2月の公募になるということで今、計画を進めているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

早目に公募して、決定も早目にしたほうがいいのかと思いますが、やはりこの職員もその説明を聞いただけでは、なかなか理解しづらいところもあるのかと思います。それで任用されてから、この採用期間は、1カ月となりますよね。実際の採用というのは1カ月後になるわけですが、採用されたあとにそういった職員から疑問点などがあつたときに、やはり1人ではなかなか行政に聞きづらいところもあるのかと思います。できるだけ例えば何カ月後には、また説明を必要とされるとか、そういったことを当局からも確認するようなことをやったらどうかと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

ただいまの採用につきましては、条件つき期間があるということのお話だと思いますが、採用後1カ月は、条件つき期間ということになりますけれども、その前に現臨時職員につきましては、制度の説明を持とうかと思っております。それとの中でそういう詳細につきましても、丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

この条例全体として質疑を行います。一つは人件費のアップ、総額は幾らなのかということ。2つ目に、人件費のアップに対しての財源の内訳はどうなるか。3つ目に、この人件費の高騰に伴って現在の臨時職員の首切りは発生しないかどうか。この3点について。

私はこの役場職員の働き方、働かせ方について、ブラック企業のような働き方をさせるなどということ、ずっと述べてきたんですが、今年度から時間外手当も、やっとなつようになったんですが、一定の前進だとは思いますが、この新しく制定された条例によって、現在の臨時職員の首切りが発生しないかどうかについても、説明していただきたいと思っております。先ほど質疑した3点について、お答えください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

1点目の人件費についてでございますが、現在、清掃作業員以外の臨時職員、嘱託職員の84人おりますけれども、会計年度職員へ移行したと仮定した場合において、令和2年度で2,700万円の増額になります。令和3年度で3,300万円の増額を見込んでございます。令和4年度では3,900万円の増額を見込んでおります。この財源につきましては、制度移行に伴う財源負担増により地方交付税措置がなされるという情報もございましたけれども、まだ確定的な情報は入ってございませんので、財源措置の動向については、今後注視していきたいと考えております。

3点目の首切りについてでございますが、今もこの職員数、これから各課とヒアリングをするわけでございますけれども、現在の職員数の確保は臨時職員の確保になるのではないかと考えておりますけれども、これにつきましては、各課のヒアリング等で精査をいたしまして、人員を決めていくというようなこととなります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

今後、精査をして決めていくということですから、首切りが発生する可能性もあるということですね。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

今後の会計年度任用職員に移行した場合の臨時職員、現賃金職員の件につきましては、先ほど総務課長が説明しましたように、現時点においても臨時職員、つまり賃金職員については、定型的な一般事務の補助をさせていて、できるだけ各課で必要以上の人数は採用しないという最低限の職員を、私たちは予算の関係も

ありますから、今臨時職員に頑張ってもらっているということもあります。ですが今回の財源上、もう一回、各課の課長と財政担当含めて、ヒアリングをさせていただいて、本当に1年間必要なのか。半年でいいのかなどを含めて、精査をさせていただきたいというのが、先ほどの総務課長の説明です。まさに少ない予算で最大の効果を出すということも、きれいな言葉がありますが、できるだけ現時点の職員については、頑張っていらっしゃいますから、できたら使いたいと思うんですが、もう一回精査をしていきたい。例えば今1課に1人しかいないところに「2人必要です」というところと、もしかしたら「必要ないところ」、あるいは1人の人を「何月から何月まではこの課、何月から何月までは次の課に行ってください」というやり方もあるかもしれませんから、そういったところも精査をしていきたいということでもあります。私が申し上げたいのは、今でも最低限の賃金職員を雇っているということ、まず御理解いただきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第71号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第72号 伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第72号 伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることに伴いまして、本条例も関係条例として整備する必要がありますので、提案するものでございます。

なお、条文についての説明を総務課長からさせますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

資料の新旧対照表で御説明をいたしたいと思えます。新旧対照表の1ページをお開きください。表の右側は改正前、左が改正後となります。

第1条、伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。第5条に次

の項を加える。5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第2条、伊江村職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1号に掲げる職員については、伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)第15条の規定する報酬の額)」を加える。

ページをめくっていただきまして、第3条、伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第1項を次のように改める。非常勤職員の休暇は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、村長が規定で定める基準に従い任命権者が定める。

続きまして、第4条、伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部を次のように改正する。第6条中「、常勤職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲内において、任命権者が定める。」を「、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、村長が規定で定める基準に従い任命権者が定める。」に改める。

第5条、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中「第203条第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

ページをめくっていただきまして、表がございましたけれども、この同表中の社会教育指導員の項を削る。

ページをめくっていただきまして、同表中の「嘱託職員」を「その他の特別職非常勤職員」に改める。

第6条、伊江村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第23条を次のように改める。(非常勤職員の給与)第23条 この条例に定めるもののほか、常時勤務を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

第7条、伊江村職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。題名中「伊江村職員等の旅費」の次に、「及び費用弁償」を加える。第1条中第「第6項」を「第5項」に改める。第15条の次に次の1条を加える。(会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償)第15条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償を支給する。2 前項の費用弁償は、常勤の職員の旅費の例による。

第8条、伊江村公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改め、「条件付採用」を(こごとへん)のない「条件付採用」に改める。

第9条、伊江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

第10条、伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。第7条第2項中「いる職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行するということとさせていただきます。

以上で、条例改正の内容の説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第72号 伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号 伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号 伊江村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第73号 伊江村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることに伴い、企業職員となる非常勤職員（会計年度任用職員）の給与に関する規定を定める必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、詳細につきまして公営企業課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

御説明いたします。公営企業課で任用されています臨時職員につきましても、先ほど議案第71号で総務課長が説明したとおり、会計年度任用職員として任用されることとなります。なお企業職員は常勤職員、非常勤職員とともに他の職員と異なり、給与等の給付については、地方自治法第203条の2及び第204条に対する特例である地方公営企業法第38条の適用を受けており、給与の種類及び基準のみを条例で定め、給料表や手当の額のような具体的な事項は、管理者が企業規定で定めることになっております。

伊江村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、非常勤職員の給与の規定を追加し、令和2年4月1日以降、公営企業課で任用される会計年度任用職員給与を支給することの改正案でございます。

それでは新旧対照表で御説明いたします。伊江村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、本則に次の1条を加えます。（非常勤の職員の給与）第4条 企業職員で職員以外の非常勤職員の給与については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上で、説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

去る一般質問で内閣議員からも少しだけ触れておりましたが、具体的に説明してほしいと思います。第4条につきましては、職員の給与等の権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するとあります。この予算

の範囲内というのは、どういうものなのか。基準が全くないのでしょうか。権衡というのはつり合いとか、平均と言いますよ。正職員とのつり合いのために、予算の範囲内でありませけれども、具体的にどんなでしようか。もつともつと平たく説明できませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

職員の給与との権衡ということでは、これは海事職給料表がございますので、その初任給とか、そういったところのバランスを考慮して給与を支給するというところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

課長、この会計年度職員制度が施行されるにあたって、具体的にどのぐらいの平均的な昇給とございますか。取り分があるか。試算はしてありますか。もしできましたらお示しをいただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

具体的な金額と申しますと海事職の1級の13号で、月額16万2,900円が最初の初任給の今、予定しております。現在、給与につきましてはこれ7,500円に相当する額でございまして、その他期末手当等がそれに加算されるということで、2.6カ月の期末手当が増えるということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

この4条にかかわる職員は、船舶職員だけか。それとも水道もかかわっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

公営企業職員ということで船舶、水道ともに、海事職と一般職ということではございますので、それぞれの給与表で給与したいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時01分)

再開します。

(再開時刻11時03分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第73号 伊江村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号 伊江村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻11時05分)

再開します。 (再開時刻11時20分)

日程第6 議案第63号 令和元年度伊江村診療所特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第63号 令和元年度伊江村診療所特別会計補正予算(第3号)の提案理由を御説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,473万9,000円と定めたいと思います。2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお詳細については、医療保健課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

事項別明細の歳入1ページをお願いします。1款2項1目過年度収入、補正額が97万9,000円ですけれども、これにつきましては平成28年度、平成29年度、平成30年度に浦添総合病院から臨床研修医が来ておりますが、その研修医の経費が入金になりましたので、それを計上しております。平成28年度が7人、平成29年度が3人、平成30年度が5人、計15人分の95万2,500円が入りましたので計上してございます。それから残りの額につきましては、前年度の未収金2万7,640円が入っておりますので、その分をあわせて今回、補正計上してあります。

次、歳出の1ページをお願いいたします。1款1項1目診療所事務費、給料から共済費につきましては、給与改正に伴う減額と、今回金額が大きくなっておりますのは伊藤先生が今年度から非常勤になりましたけれども、9月の時点で半年分を減額しましたけれども、残りの半年分、6カ月分を今回も減額をして、ほかの賃金のほうに割り当てております。それで給料、職員手当等、共済費等は大きな減額となっておりますので、御理解をお願いいたします。

それから賃金につきましては、伊藤先生の賃金、それから来診医の賃金を計上してございます。伊藤先生につきましては、大体月15日の勤務で4カ月、12月から3月までの4カ月分で900万円ほど見込んでおります。それから残りの221万8,000円につきましては、土曜、日曜に来診医の先生をお願いしておりますので、この先生方の賃金を計上、あわせて1,121万8,000円を計上してございます。

消耗品につきましては、年度末までに不足が見込まれますので、追加をお願いしたいと思います。役務費の330万円の増額につきましては、血液の検査機器等を導入しましたけれども、買い替えしましたけれども、これと電子カルテとの連動、連携をする必要がありまして、そのシステムの改修に伴いまして330万円が必要ですので、よろしく願いをいたします。

13節の委託料につきましては、まず101. 研究費につきましては、伊藤先生が非常勤になりましたので、その半年分を減額してございます。防災設備点検、それから超音波につきましては、消費税の増税、システムの追加について、増額が生じたので、よろしく願いをいたします。デジタルX線診断システム保守、これにつきましては、電子パネル、X線の電子パネル、レントゲンのフィルムにかわるような電子パネルがあるん

ですが、これの保守管理も必要ということで、追加が生じておりますので、11万円ほど追加してあります。よろしくお願ひいたします。

次に、透析センター事務費、こちらも給料から共済費につきましては、今回の給与改正に伴う増額でございます。13節の委託料につきましては、消防防災設備、それから浄化槽の委託管理、これにつきましては、契約を交わしておりますので、その契約額に伴いまして減額をしております。医療費の細節106. 医療システム機器保守点検委託料ですけれども、消費税の増額によりまして、追加が生じておりますので、よろしくお願ひいたします。

次、歳出の3ページをお願ひいたします。予備費につきましては、今回の補正予算を調整するために予備費から356万9,000円を減額して、それぞれの予算項目に充てておりますので、よろしくお願ひいたします。以上で、補正の説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

歳入の過年度収入について、先ほど説明がありましたが、もうちょっとゆっくり、詳しくお願ひできますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

過年度収入について、説明申し上げます。現在、診療所では御承知のように研修医を受け入れしております、大体2週間から1カ月ぐらい研修医が研修に見えます。今回計上してあります収入につきましては、浦添総合病院から臨床研修医が平成28年度、平成29年度、平成30年度にそれぞれ来ておまして、平成28年度が7人、平成29年度が3人、平成30年度が5人の合計15人の研修医を受け入れいたしました。それぞれ研修医1人につき、1月分として6万3,500円の研修医委託料ですか。病院から支払いがありますので、合計で95万2,500円の収入をいただきました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

今の説明でわかったんですが、年間、今は研修医を大体二十四、五人ぐらいですか。受け入れていると思いますが、その受け入れ費の総額わかりますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

年間の総額につきましては、今手元に資料を持っていないんですが、ちなみに令和元年度につきましては、35人ぐらい受けております。研修の期間もそれぞれの病院によって、1週間いたり、あるいは2週間だったり、また1カ月だったりということで違いますので、それぞれの研修医が滞在する期間によって、この収入も変わってくるんですが、そういうこともあって、なかなか「1人幾らです」ということではないんですが、またこの研修医の委託費もそれぞれ病院によって違ってきますので、年間幾らですということでは説明しかねますが、それにつきましては、随時、今回は前年度の分でしたので、過年度収入に上げておりますが、現年分につきましては、雑入でそれぞれ受けております。総額については資料を持ち合わせておりませんので、

把握しておりませんが、大体30人ぐらい受け入れておりますので、ということで御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

今の説明によりますと研修費、大体1カ月6万3,000円余りの研修費が入ると。即、掛け算でいいんですか。いろいろと病院によって変わると言っていますので、いろいろとあると思いますが、そういった意味で逆に言えば、収入にもなっているということだと思います。中で少し道はそれですが、この研修医を受け入れていって、その状況を研修医の皆さんに聞いたときに、前にもそういう質問をしたときがありますが、宿泊ですよ。宿泊がこの来る病院によって大分、待遇といいますか。変わるんです。前にも説明しましたが、早く宿舎といいますか。研修医を受け入れる宿舎も必要ではないかという話もしたんですが、これはぜひ考えてほしいと思います。本当に何といいますか。安い宿から結構、グレードのいいところに泊まったりとか、いろいろとあるんですが、この話をしていると、やはり不満も出るんです。ですからこういう受け入れのこの条件がいい条件だということでない、継続して研修医というのは、受け入れることはないと思いますので、やはり所長がこれだけ一生懸命やって研修医を受け入れて、また次の医業者の確保にもつなげようとしているところがありますので、村長どうにか考えてほしいと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

阿部所長におかれましては、兵庫県の加古川病院等をはじめ、多くのところから研修医を受け入れて、忙しい中で指導されているということで、本当に敬意を表しているところであります。これまでもそういう要望はじかに伺っておりまして、村としてもこの北部振興事業の中でも、医療従事者の住宅整備に向けて取り組んできましたが、なかなか事業構築には至っていないと思っておりますが、今後離島活性化事業、あるいは村の一括交付金、北部振興事業も含めてですが、早目にこの研修医の宿泊施設ではなくて、医療従事者やはり資格が必要ですから、村外からの皆さんを迎え入れる必要もありますし、また村出身者の資格を持って診療所で働く皆さんも即、住居を確保するのに非常に苦慮しているという状況も、現状は認識をしていますので、早目に医療従事者の宿泊施設、総合的な中で研修医の宿泊もできるような部分も加味しながら、今後早目にそういう施設が設置、建設されるように、全庁体制で取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

予算に関連してお伺いします。今年度の伊江村の住民健診の受診率、それとインフルエンザワクチンの接種した人数、それと透析センターの現在、利用されている人数、この3つをお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

1点目の住民健診の受診率ということでしたけれども、申しわけありません。今細かい資料は持ち合わせていないんですが、今うちの保健師のほうで、各医療機関ともやりとりをしながらやっているんですけれども、おおむね去年よりは人数が増えているということを知っております。そういうことで受診率も向上するものと思っております。詳しくはまた、住民課長のほうの資料があるかと思っておりますので、よろしくお願

ます。

あと、インフルエンザの予防接種につきましては、こちらも確かな数字は持っていませんが、前年度と同じぐらいの現時点では1,500人から1,600人ぐらいの数字だと理解しております。一時期11月1日から始めまして、11月は1,000人を超えておりましたが、12月に入って天気がよかったものですから、多少、接種する皆さんが少なくなっていたんですが、その後の天気の冷え込みがあったりしたものですから、最近接種者の数も増えてきておまして、全体では大体、去年がトータルで2,030人ぐらいでしたので、全体の人数にはいくのかなと、去年と同じぐらいの人数は接種していただけるかを見ております。

それから透析の現在の人数につきましても、今資料は手元にないんですが、透析から聞いているところでは18人か19人、多少の入れ替わりはあるんですが、それぐらいの人数で推移していると。透析につきましては、本来は少しずつ減ってほしいというのが願いではありますが、大体18人から20人ぐらいの数で推移しているというのが実情であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

私のほうから質疑のありました住民健診、受診者数について、報告いたします。国保の特定健診、今年度は受診者数531人でございます。直近のその後、個別健診とか、そういった形で改善センターで今回は行なっておりますが、その後健診を受けておりますので、今現在で655人でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

住民健診に関しては、課がまたがることですから、数字的には捉えづらいかもかもしれませんが、自分が質疑しているのは基本的なものだと思っているんです。インフルエンザの受診している人数、それと透析センターの使用人数、これは補正予算の中での質疑で関連質問はしているんですが、これは基本的なものを私は質疑をしていると思っております。そしてインフルエンザのワクチン接種等に関しては、伊江村は民泊等の出入りが激しい島であります。そういった中で、ワクチン接種をされる方を増やすという方向性を持っておかないと、今からいろんなタイプのインフルエンザが入ってきますよね。住民自体、高齢者の皆さんも多い中で、それは公表して接種率を上げていかないと、結局は診療所の運営にも響いてくると思いますので、こういった基本的なものはどんどん公表していただきたいと思います。できれば広報部も使って、住民健診の受診率しかり、どんどん表に出していただきたいと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

おっしゃるとおり受診率を向上することによって、インフルエンザの蔓延を防ぐことが重要でありますので、これから公表する方法、こういった形で公表したほうがより村民の皆さんの目につく方法なのか。そういったことをまた保健師の皆さんとも相談しながら、できるだけ早い時期にその時点、その時点での受診率あるいはインフルエンザの接種率、人数等が公表できるような方法について、内部で十分、検討させていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第63号 令和元年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号 令和元年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号 令和元年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第64号 令和元年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の、提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,053万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,307万3,000円と定めたいと思います。2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細につきましては、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。4款2項2目国民健康保険制度関係業務事業費補助金7万9,000円の計上でございます。国保システムへ外国人在留資格等の連携項目を追加する必要があることから、改修業務に対する国庫補助金でございます。100%補助となっております。3目社会保障・税番号システム整備費補助金120万7,000円の計上です。マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、国からの通知により今年度と来年度の2年間にかけて、国保システムの改修がスタートすることによる計上となっております。こちらも国による100%補助となっております。

2ページ御願いたします。6款1項1目保険給付費等交付金5,841万8,000円の計上は、1節普通交付金5,851万4,000円、変更交付決定通知に基づきまして、増額での計上となっております。2節特別調整交付金分9万6,000円の減額は、国保システムの改修を予定しておりましたが、県による通知によって見送られることによって計上となっております。

3ページでございます。8款1項1目一般会計繰入金83万3,000円の計上でございます。1節保険基盤安定繰入金44万8,000円の減額、細節1. 保険税軽減分、細節2. 保険者支援分それぞれ国、県からの通知に基づく減額でございます。2節職員給与費等繰入金9万9,000円は、給与改定による増額分、4節財政安定化支援事業繰入金118万2,000円の計上は、交付決定による計上でございます。

歳出1ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費138万6,000円の計上は、2節給料から4節共済費まで、給料改定による増額分。13節委託料128万7,000円は、歳入で御説明しました国保システムの改修業務となっております。19節負担金補助金及び交付金7,000円は、給与改定に伴いまして計上してございます。

歳出2ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費1億円の計上でございます。療養給

付費の増加に伴いまして、不足が見込まれることから計上してございます。なお、財源の内訳といたしまして、歳入で御説明しました県からの普通交付金5,851万4,000円と、後ほど御説明いたします基金積立金4,148万6,000円の財源を確保したいと考えております。なお、療養の給付費は全額、県からの普通交付金で充当されますが、今回の基金積立金からの財源調整分を行っているものにつきましては、年度末ごろに普通交付金で追加交付される見込みとなっております。

歳出3ページをお願いします。2項1目一般被保険者高額療養費2,600万円の計上についても、療養費の増加に伴い不足が見込まれることから、基金積立金からの財源調整をお願いします。こちらも療養の給付費と同様に年度末ごろに普通交付金で追加交付される見込みとなっております。

歳出4ページ御願います。3款1項1目一般被保険者医療給付分、補正額ゼロでございますが、財政安定化支援事業の追加交付分があったことによりまして、財源補正を行っております。

5ページ、3項1目介護納付金分につきましても、補正額はゼロでございます。保険基盤安定負担金の減額による交付決定通知に基づきましての財源補正でございます。

歳出6ページをお願いします。7款1項1目基金積立金6,684万9,000円の減額につきましては、先ほど御説明いたしました療養給付費及び高額療養費の増加に伴う財源調整分としての減額計上でございます。

以上で、令和元年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して、質疑を許します。

質疑ありませんか。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

関連といたしますか。健康保険未加入者が、伊江村ではどのぐらいいらっしゃるのか。お伺いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

大変申しわけございません。未加入者の数値については、まだ持ち合わせございません。後ほど、回答させていただきますと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第64号 令和元年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号 令和元年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第65号 令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第65号 令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,774万8,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

補正予算（第3号）につきましても、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。1款1項1目特別徴収保険料19万円の計上でございます。11月現在の実績、調定額に基づきまして計上してございます。2目普通徴収保険料1節現年度分については、死亡、修正申告等により、当初見込んでおりました調定額が下がる見込みであることから219万円の減額となっております。

歳入2ページをお願いします。4款1項2目保険基盤安定繰入金12万2,000円の計上は、広域連合より調定額の通知による計上でございます。

歳出1ページでございます。1款1項1目総務管理費2万2,000円の計上は、令和2年2月からの新システム稼働に伴う、新しい様式での納付書の印刷代となっております。

歳出2ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金187万8,000円の減額は、細節101. 保険料等負担金200万円の減、普通徴収保険料の減額により納付金も減ることからの計上でございます。細節103. 保険基盤安定負担金12万2,000円の計上は、歳入で御説明いたしました基盤安定負担金の確定通知に伴う計上でございます。

歳出3ページでございます。4款1項1目予備費2万2,000円の減額は、財源調整による計上でございます。

以上で、令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第65号 令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号 令和元年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻11時56分)

再開します。 (再開時刻13時45分)

日程第9に入ります前に、住民課長から答弁の申し出がありますので許します。

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島袋英樹君

午前中、山城善彦議員から国保に未加入者が何名いらっしゃるかという御質疑に対する答弁が保留となっておりますので、回答いたします。

国民健康保険は国民皆保険制度の最後の砦ということでございますので、未加入者、加入していない方というのはいらっしゃいません。ただし社保喪失、会社を辞められて国保に加入するにあたっての資格喪失届というのを会社のほうからもらって、手続が窓口であるんですが、そういう方が来られない場合においては、保険証を持っていない状態の方はいらっしゃいます。

○ 議長 渡久地政雄君

休憩します。 (休憩時刻13時47分)

再開します。 (再開時刻13時47分)

日程第9 意見書第3号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書について、議題といたします。

本案は、提出者 島袋義範議員、賛成者 内間広樹議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋義範議員

意見書第3号の提案理由を説明いたします。

本意見書は居宅介護施設を開設する、または運営するための管理者の資格要件が、「介護支援専門委員として5年以上従事し、さらに主任専門員として研修を70時間受講しなければならない」と改正されました。現改正案の経過措置期間が3年となっておりますが、3年間では資格要件を満たすことが難しいとのことで、その延長を求めるものであります。本件については、去る11月12日に開催された沖縄県介護保険広域連合会の第53回臨時会において、意見書が決議されました。また去る12月5日の本村議会運営委員会においても、意見書の提案が了承されたことを受けて提案いたしております。

本文を読み上げ提案といたします。

意見書第3号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

本村は、介護保険制度が創設された平成12年4月以来、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて取組み着実に成果を上げてきた。

特に事業実施にあたっては、沖縄県介護保険広域連合を構成する29市町村の一員として、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実情が異なる中、構成市町村の地域特性を考慮した上で中長期的な視点を持って、保険者である広域連合とともに一丸となって保険者機能の強化等に努めてきた。

しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護・福祉人材の確保は厳しく利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任

介護支援専門員とし、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定められた。介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修（70時間）を受けることとなっているが、経過措置期間が3年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県内市町村の介護サービス基盤強化に大きく貢献している。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記 1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上（令和6年3月31日）まで延長すること。

2. 介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日、沖縄県伊江村議会。

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。以上、皆さんの御賛同をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております意見書第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第3号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第3号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書について、原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第1号 飲酒運転及び飲酒に伴う事件・事故の根絶に関する宣言決議について、議題いたします。

本案は、提出者 内間広樹議員、賛成者 全議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

発議第1号の提案理由について、御説明いたします。

県内において飲酒に起因する事件。事故等、さまざまな問題が生じ、近年は飲酒後の路上寝など、大きな社会問題となっています。本村においても飲酒に絡む事件・事故が増加傾向にあり、住民の幸せと安全で安心して暮らせる社会の確立を目指すため、去った12月5日開催の議会運営委員会、全員協議会において宣言決議が採択されました。本文を読み上げて、提案いたします。

発議第1号 飲酒運転及び飲酒に伴う事件・事故の根絶に関する宣言決議

事件事故のない、安全で安心な社会の実現は、村民・県民の共通の願いである。

しかしながら、県下においては、飲酒に起因する事件・事故等、さまざまな問題が生じている。

特に、本年、県下では路上寝により3名の方が車両に轢過され死亡するなど、大きな社会問題となっている。

また、多量飲酒による泥酔の結果、過失転倒による重傷事故、財布などの盗難や事件に巻き込まれるなどの被害が発生している。本村でも、泥酔者や路上寝、飲酒絡みの事件・事故が増加傾向にあり、この厳しい現状を早急に改善する必要がある。

飲酒運転については、飲酒運転が重大事故につながる大変悪質・危険で許されない行為であることを、あらゆる機会を通じて啓発しているものの、飲酒運転で検挙される者は、ここ数年逆に増加している。

よって、伊江村議会は、飲酒運転及び飲酒に伴う事件・事故の根絶を決意し、家族の幸せと安全で安心して暮らせる社会、更には、青少年の健全育成を確立するため、本村議会をはじめ関係機関・団体、家庭において「多量飲酒を慎み、適正飲酒を心がける」「酒を飲んだら運転しない」「運転するなら酒を飲まない」「運転する人には酒を勧めない」「ハンドルキーパー等の徹底」などの運動を強力に実践することを誓い、ここに宣言する。

以上、決議する。

令和元年12月13日、伊江村議会。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発議第1号 飲酒運転及び飲酒に伴う事件・事故の根絶に関する宣言決議について採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第1号 飲酒運転及び飲酒に伴う事件・事故の根絶に関する宣言決議について、原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一

任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本定例会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第8回伊江村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻14時00分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

議 会 副 議 長 亀 里 敏 郎

署名議員（2番） 並 里 晴 男

署名議員（3番） 虻 江 修